

## 資料編

# 1 策定経過について

## (1) 地域福祉計画策定経過

年	月日	区分	内容	
令和4年	12月7日	委員会	君津市地域福祉計画検討委員会 (アンケート内容の協議)	
	12月15日	委員会	君津市地域福祉計画推進委員会 (アンケート内容の協議)	
令和5年	1月19日～ 2月6日	市民意識調査・事業所調査		
	4月27日	委員会	君津市地域福祉計画検討委員会 (地区懇談会について)	
	5月9日	地区懇談会 「地域の困りごとを共有し、解決方法を話し合う」	小糸地区	
	5月11日		上総地区	
	5月12日		小櫃地区	
	5月14日		君津東地区	
	5月18日		清和地区	
	5月19日		君津西地区	
	5月27日		君津南地区	
	5月29日		君津中地区	
	6月14日		委員会	君津市地域福祉計画検討委員会 (地区懇談会開催結果、骨子案について)
	6月21日		委員会	君津市地域福祉計画推進委員会 (地区懇談会開催結果、骨子案について)
	9月22日	委員会	君津市地域福祉計画検討委員会 (たたき台について)	
	10月30日～ 11月6日(書面)	委員会	君津市地域福祉計画検討委員会 (素案について)	
	11月9日	委員会	君津市地域福祉計画推進委員会 (素案について)	
	12月15日	議会	全員協議会	
	12月19日～ 1月17日	まちづくり意見公募手続き (意見提出者1名、1件)		

## (2) 成年後見制度利用促進計画策定経過

年	月日	区分	内容
令和5年	6月26日	委員会	第1回君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会 (君津市の現状及びアンケート結果について)
	7月12日	視察	木更津市福祉相談課、木更津市社会福祉協議会
	7月27日	委員会	第2回君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会 (視察報告)
	8月28日	委員会	第3回君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会 (体系・骨子案について)
	9月25日	委員会	第4回君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会 (素案について)
	10月30日	委員会	第5回君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会
	12月19日～ 1月17日	まちづくり意見公募手続き (意見提出者なし)	

## (3) 高齢者保健福祉計画策定経過

年	月日	区分	内容
令和4年	5月18日～ 5月27日	協議会	第1回君津市介護保険運営協議会
	8月29日	協議会	第2回君津市介護保険運営協議会
	11月22日	協議会	第3回君津市介護保険運営協議会
令和5年	3月24日	協議会	第4回君津市介護保険運営協議会
	7月26日	協議会	第1回君津市介護保険運営協議会
	8月25日～ 8月30日	協議会	第2回君津市介護保険運営協議会
	10月6日	協議会	第3回君津市介護保険運営協議会
	11月22日	協議会	第4回君津市介護保険運営協議会
	12月15日	議会	全員協議会
12月19日～ 1月17日	まちづくり意見公募手続き (意見提出者なし)		

#### (4) 障害者基本計画策定経過

年	月日	区分	内容
令和5年	1月17日	協議会	君津市障害者地域自立支援協議会 (アンケート内容の協議)
	1月24日～ 2月13日	市民意識調査・事業所調査	
	3月23日	協議会	君津市障害者地域自立支援協議会 (アンケート集計結果の報告)
	8月3日	協議会	君津市障害者地域自立支援協議会 (第4次障害者基本計画(骨子案)について)
	10月20日	協議会	君津市障害者地域自立支援協議会 (第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福計画(素案)について)
	12月15日	議会	全員協議会
	12月19日～ 1月17日	まちづくり意見公募手続き (意見提出者1名、1件)	

## 2 委員名簿について

### (1) 君津市地域福祉計画推進委員会 名簿

番号	区分	氏名	所属団体
1	公募による市民の代表者	湯本 晶子	
2	公募による市民の代表者	林 正幸	
3	福祉団体関係者	加藤 美代子	社会福祉法人 君津市社会福祉協議会
4	福祉団体関係者	三沢 正男	君津中地区社会福祉協議会
5	福祉団体関係者	奥澤 幸弘	上総地区社会福祉協議会
6	福祉団体関係者	渡邊 法子 (副委員長)	君津市障がい者団体連合会
7	地域団体関係者	石井 裕之	君津市自治会連絡協議会
8	地域団体関係者	野老 高弘	君津市民生委員児童委員協議会
9	地域団体関係者	江尻 節子	君津市赤十字奉仕団
10	社会福祉事業関係者	水野谷 繁	君津四市高齢者福祉施設連絡協議会
11	関係行政機関の職員	小川 久美子 (委員長)	君津市福祉部

## (2) 君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会 名簿

番号	区分	氏名	所属団体
1	専門職（弁護士）	佐久間 貴幸	千葉県弁護士会
2	専門職（司法書士）	吉留 亨	公益社団法人成年後見センター・リーガル・サポート千葉県支部
3	専門職（社会福祉士）	遠坂 貴志	一般社団法人千葉県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ千葉
4	福祉団体関係者	高野 智行	社会福祉法人 君津市社会福祉協議会
5	福祉団体関係者	土橋 登志夫	社会福祉法人 君津市社会福祉協議会
6	行政機関関係者	濱松 和徳 (委員長)	君津市福祉部
7	行政機関関係者	廣橋 顕徳	君津市福祉部
8	行政機関関係者	鈴木 洋和	君津市福祉部
9	行政機関関係者	安藤 久雄	君津市福祉部

### (3) 君津市介護保険運営協議会 名簿

番号	区分	氏名	所属団体
1	保健医療関係者	保住 寛 (会長)	君津木更津医師会
2	保健医療関係者	神 由紀彦	君津木更津歯科医師会
3	学識経験者	兼子 健一	学校法人 君津あすなろ学園 千葉医療福祉専門学校
4	被保険者	川嶋 昌弘	君津市シニアクラブ連合会
5	被保険者	江尻 節子	君津市赤十字奉仕団
6	被保険者	中野 久美子	君津市商工会議所
7	福祉関係者	渡辺 一男	君津市民生委員児童委員協議会
8	福祉関係者	加藤 美代子	社会福祉法人 君津市社会福祉協議会
9	介護サービス事業者	伊賀 浩	一般社団法人 千葉県老人保健施設協会
10	介護サービス事業者	水野谷 繁	君津市高齢者福祉施設連絡協議会
11	介護サービス事業者	林 英一 (副会長)	君津市介護支援専門員協議会
12	介護サービス事業者	箱田 純子	一般社団法人 千葉県介護福祉士会
13	介護サービス事業者	津金澤 寛	君津市介護サービス研究会
14	費用負担関係者	大古 政昭	君津市農業協同組合
15	要介護者等の家族	高野 摂子	認知症介護者ネット きみつ

#### (4) 君津市障害者地域自立支援協議会 名簿

番号	区分	氏名	所属団体
1	障害者及び障害者団体関係者	津石 隆吉 (会長)	君津リバース協会
2	障害者及び障害者団体関係者	田中 公夫	玄々堂君津腎友会
3	障害者及び障害者団体関係者	三條 珠美	君津市手をつなぐ育成会
4	障害者及び障害者団体関係者	湯本 晶子	君津市共励会
5	障害福祉サービス事業者	市川 恭唯 (副会長)	社会福祉法人章佑会 千葉事業部
6	障害福祉サービス事業者	高橋 勝巳	社会福祉法人アルムの森 ピッチーの丘
7	障害福祉サービス事業者	榎本 世明	株式会社 コッパ
8	障害福祉サービス事業者	渡邊 雄太	有限会社 きらら ファミリーサポートひるがお
9	保健、福祉及び医療機関関係者	保住 寛	医療法人社団 君津あすなろ会 あすなろクリニック
10	保健、福祉及び医療機関関係者	露崎 多佳子	千葉県君津健康福祉センター
11	保健、福祉及び医療機関関係者	並木 美幸	中核地域生活支援センター 君津ふくしネット
12	保健、福祉及び医療機関関係者	藤寄 勉	児童発達支援センター きみつ愛児園
13	保健、福祉及び医療機関関係者	高野 智行	社会福祉法人 君津市社会福祉協議会
14	教育機関関係者	佐々木 操	君津特別支援学校
15	雇用機関関係者	田中 将和	木更津公共職業安定所
16	雇用機関関係者	齊藤 敦	君津商工会議所
17	行政機関関係者	寺島 努	千葉県君津警察署
18	行政機関関係者	中村 博子	千葉県君津児童相談所
19	行政機関関係者	菊地 勝幸	君津市教育委員会
20	行政機関関係者	小川 久美子	君津市福祉部



## 3 地域福祉に関する市民意識調査結果（抜粋）

### （1）調査の概要

#### ① 調査の目的

君津市において今後の福祉施策を推進するための「第四次君津市地域福祉計画」を策定するにあたり、基礎資料の一つとして、地域を担う市民の意識や事業所の意見等を把握するために調査を実施しました。

#### ② 調査対象

市民意識調査：市内に居住している16歳以上の市民

事業所調査：市内の各種福祉関係事務所

#### ③ 調査期間

令和5年1月19日～令和5年2月6日

#### ④ 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

#### ⑤ 回収状況

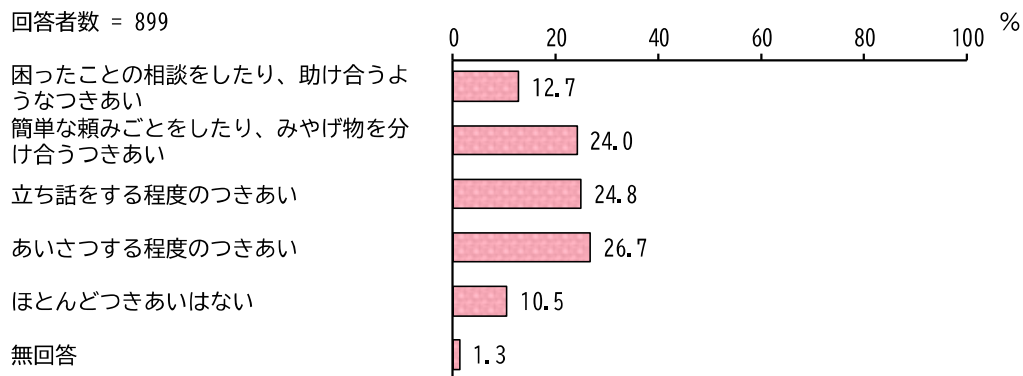
	配布数	有効回答数	有効回答率
市民意識調査	2,000 通	899 通	45.0%
事業所調査	43 通	21 通	48.8%

## (2) 結果の概要（市民意識調査）

### ① 暮らしの様子や地域とのかかわりについて

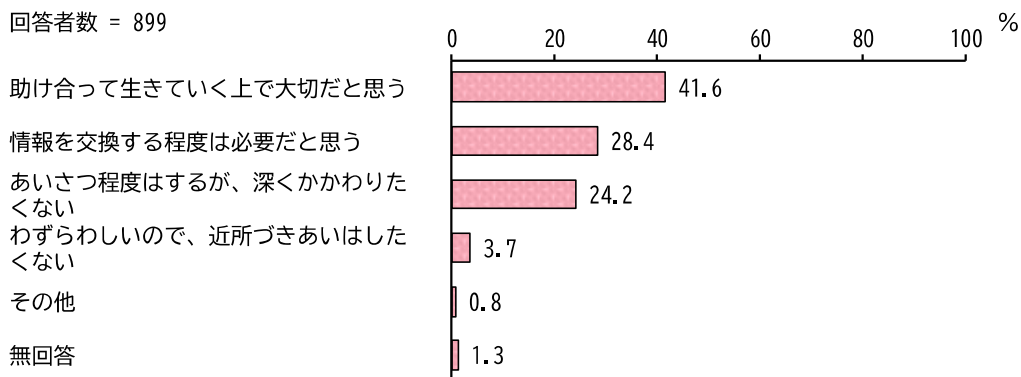
#### ア 近所づきあいの程度

「あいさつする程度のつきあい」の割合が26.7%と最も高く、次いで「立ち話をする程度のつきあい」の割合が24.8%、「簡単な頼みごとをしたり、みやげ物を分け合うつきあい」の割合が24.0%となっています。



#### イ 普段の近所づきあいについて

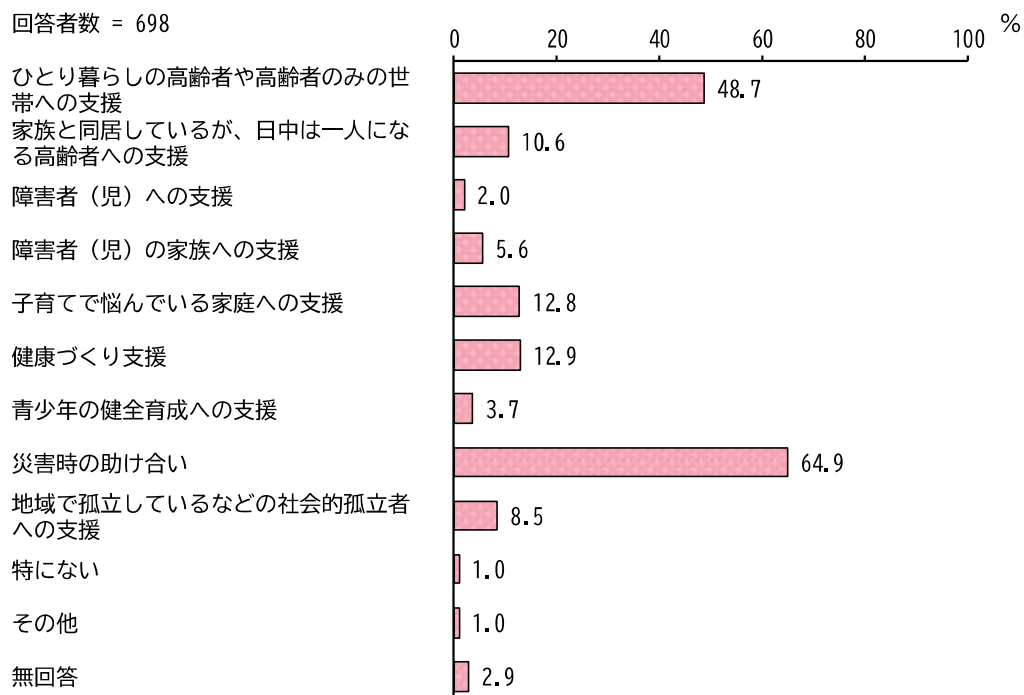
「助け合って生きていく上で大切だと思う」の割合が41.6%と最も高く、次いで「情報を交換する程度は必要だと思う」の割合が28.4%、「あいさつ程度はするが、深くかわりたくない」の割合が24.2%となっています。



## ウ 地域住民が協力して取り組むべき問題

「災害時の助け合い」の割合が64.9%と最も高く、次いで「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への支援」の割合が48.7%、「健康づくり支援」の割合が12.9%となっています。

回答者数 = 698

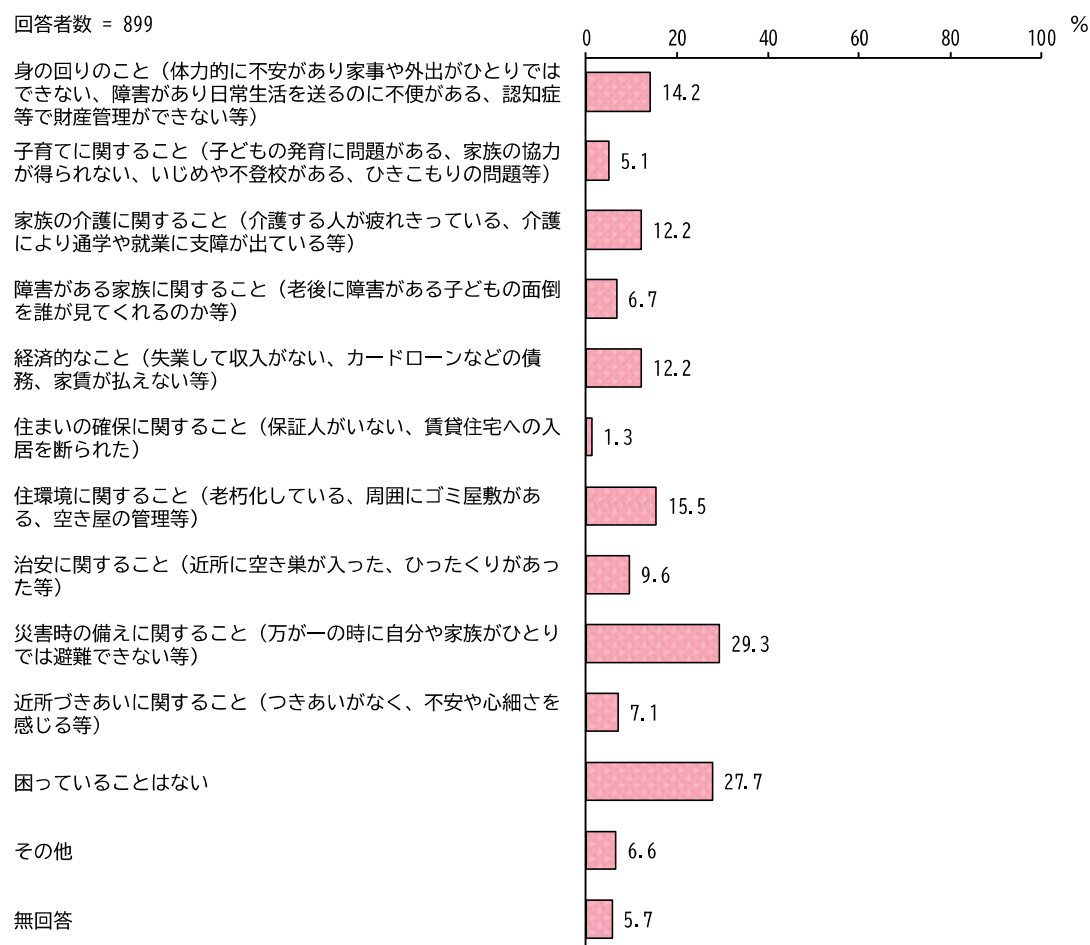


## ② 日常生活における地域での課題

### ア 日常生活で困っていること

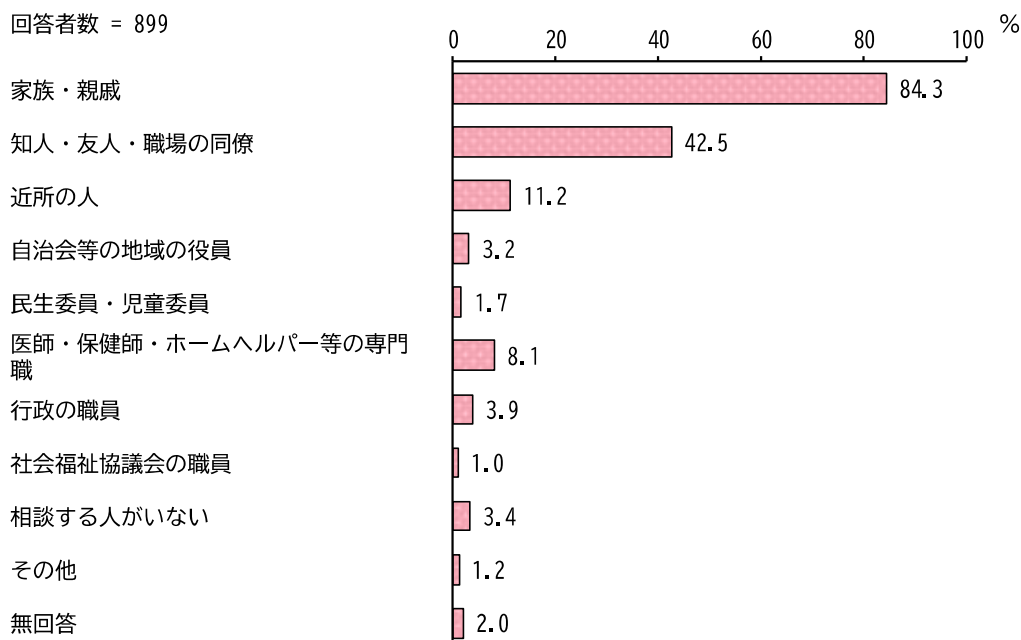
「災害時の備えに関すること（万が一の時に自分や家族がひとりでは避難できない等）」の割合が29.3%と最も高く、次いで「困っていることはない」の割合が27.7%、「住環境に関すること（老朽化している、周囲にゴミ屋敷がある、空き屋の管理等）」の割合が15.5%となっています。

回答者数 = 899



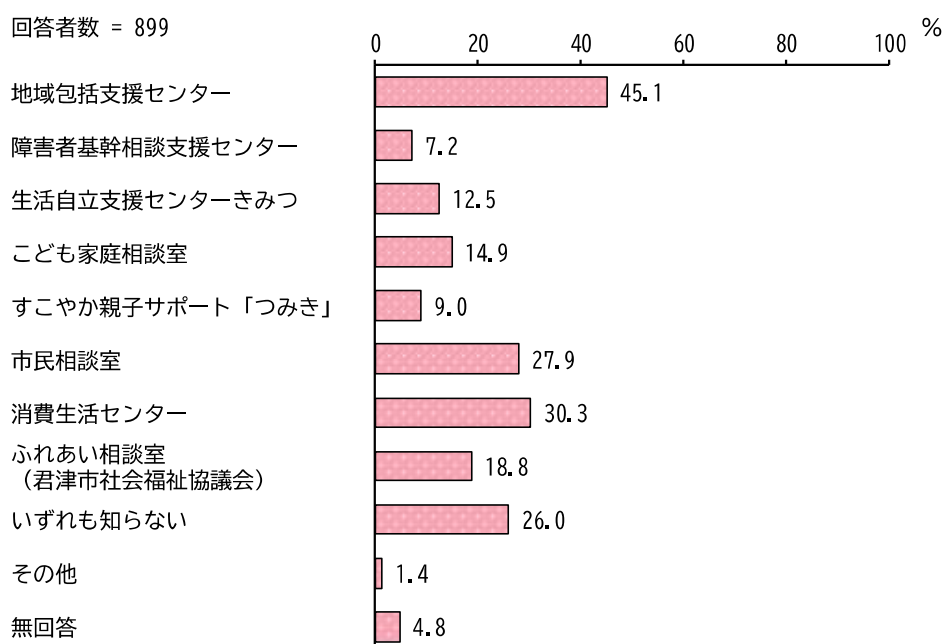
## イ 日常生活の困りごとの相談相手

「家族・親戚」の割合が84.3%と最も高く、次いで「知人・友人・職場の同僚」の割合が42.5%、「近所の人」の割合が11.2%となっています。



## ウ 相談支援窓口の認知度

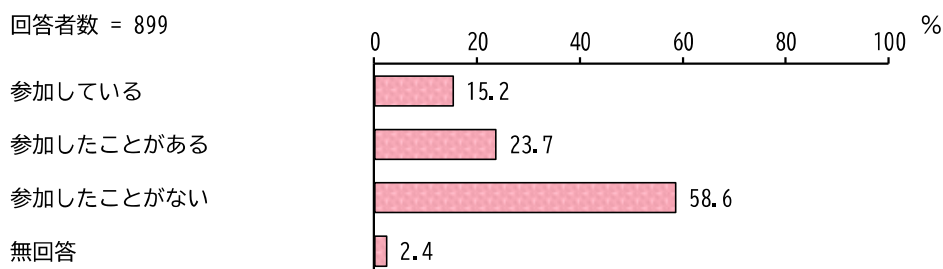
「地域包括支援センター」の割合が45.1%と最も高く、次いで「消費生活センター」の割合が30.3%、「市民相談室」の割合が27.9%となっています。



### ③ 地域活動の状況

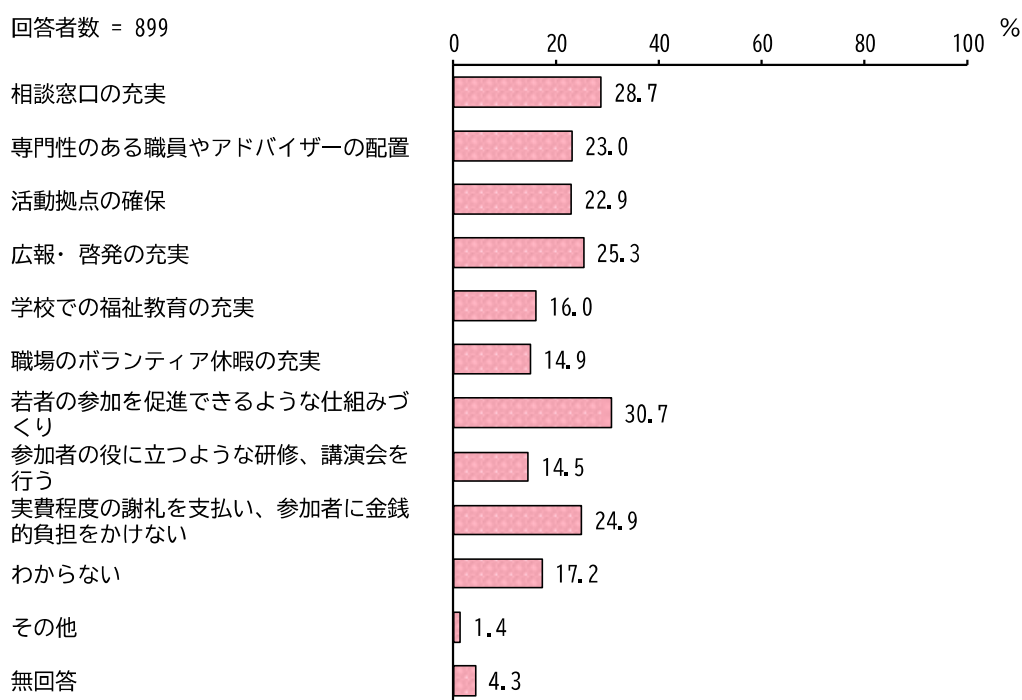
#### ア ボランティア活動の参加状況

「参加したことがない」の割合が58.6%と最も高く、次いで「参加したことがある」の割合が23.7%、「参加している」の割合が15.2%となっています。



#### イ ボランティア活動を発展させるために必要なこと

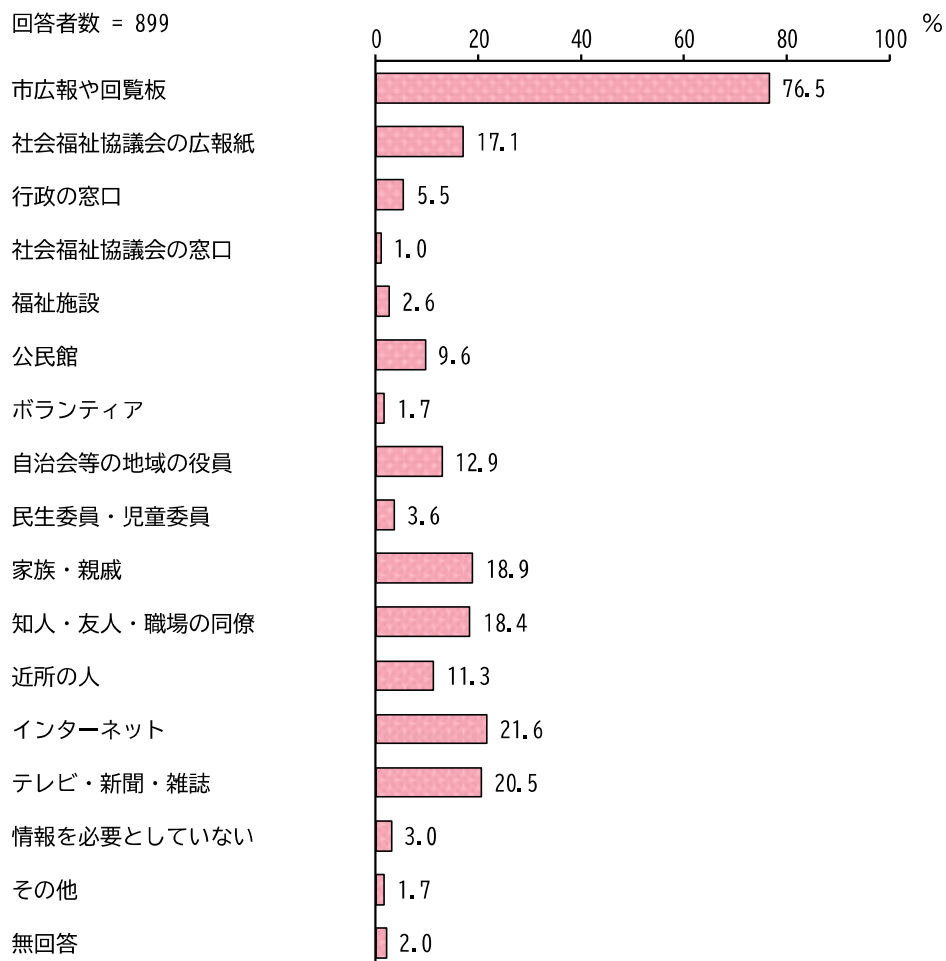
「若者の参加を促進できるような仕組みづくり」の割合が30.7%と最も高く、次いで「相談窓口の充実」の割合が28.7%、「広報・啓発の充実」の割合が25.3%となっています。



#### ④ 福祉施策の推進

##### ア 地域行事や福祉に関する情報の入手先

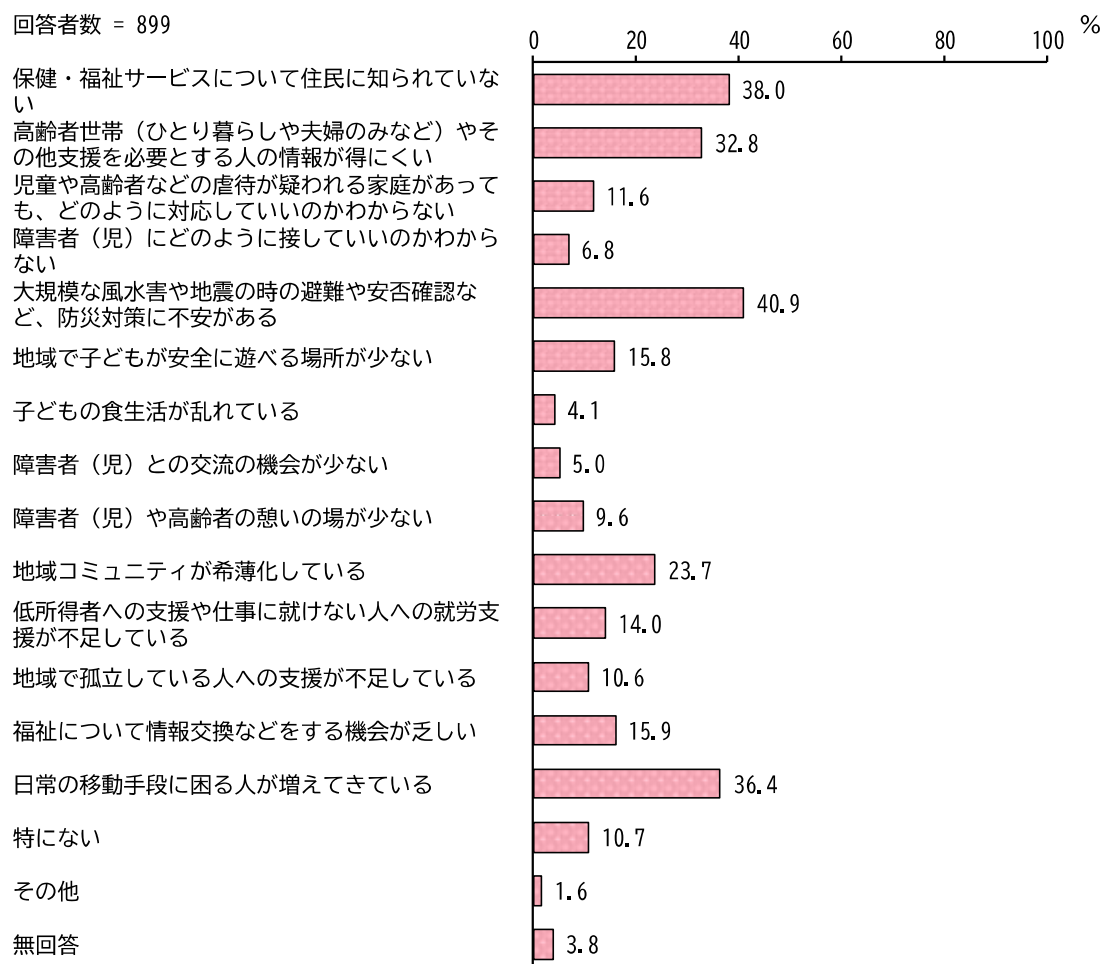
「市広報や回覧板」の割合が76.5%と最も高く、次いで「インターネット」の割合が21.6%、「テレビ・新聞・雑誌」の割合が20.5%となっています。



## イ 住民の福祉に関する課題

「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」の割合が40.9%と最も高く、次いで「保健・福祉サービスについて住民に知られていない」の割合が38.0%、「日常の移動手段に困る人が増えてきている」の割合が36.4%となっています。

回答者数 = 899

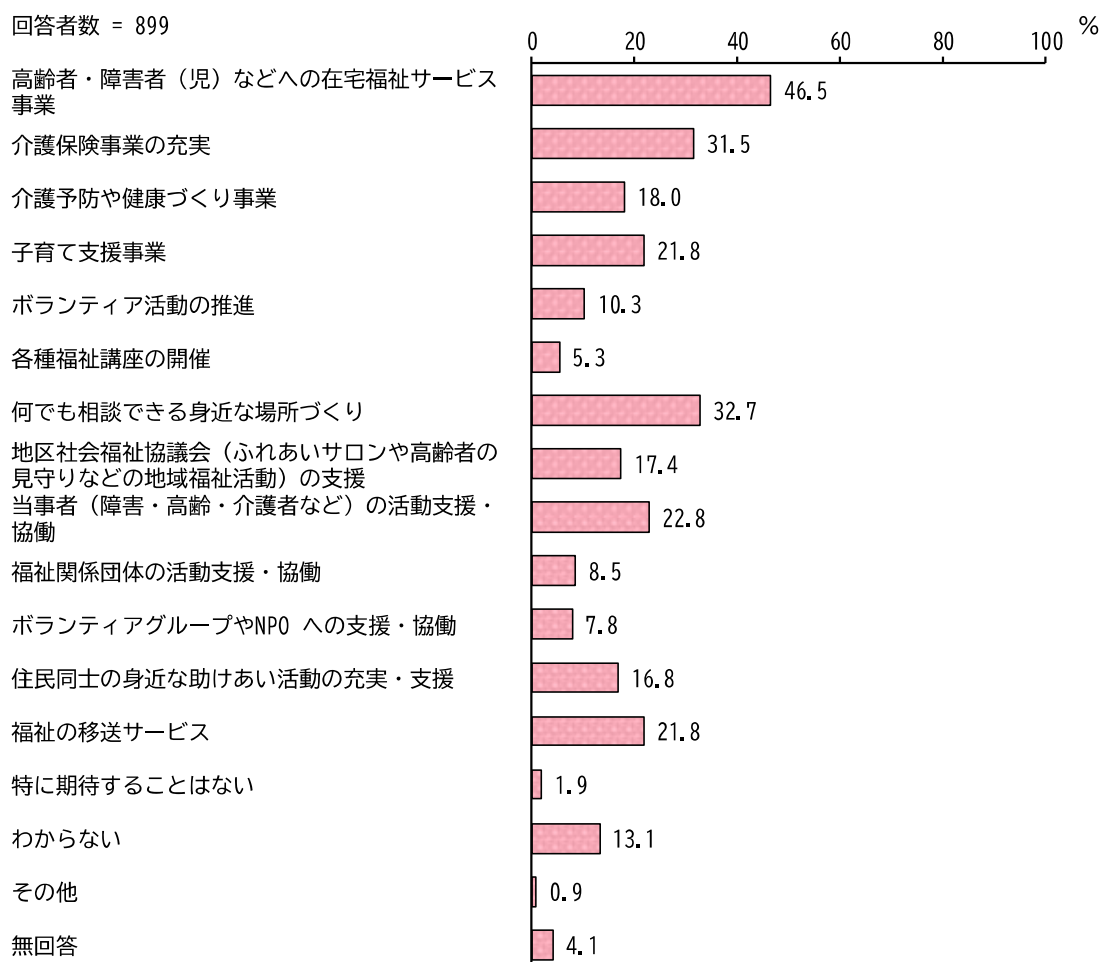




## ⑤ 社会福祉協議会について

### ア 今後充実してほしい社会福祉協議会の活動

「高齢者・障害者（児）などへの在宅福祉サービス事業」の割合が 46.5%と最も高く、次いで「何でも相談できる身近な場所づくり」の割合が 32.7%、「介護保険事業の充実」の割合が 31.5%となっています。

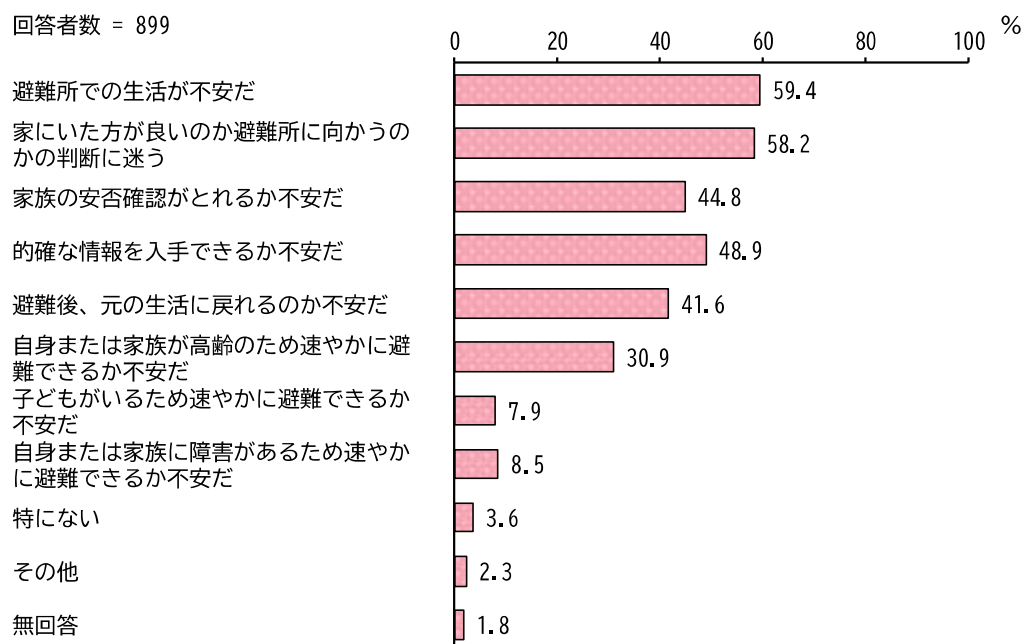


## ⑥ 災害時における活動等について

### ア 災害時に不安に感じること

「避難所での生活が不安だ」の割合が 59.4%と最も高く、次いで「家にいた方が良いのか避難所に向かうのかの判断に迷う」の割合が 58.2%、「的確な情報を入手できるか不安だ」の割合が 48.9%となっています。

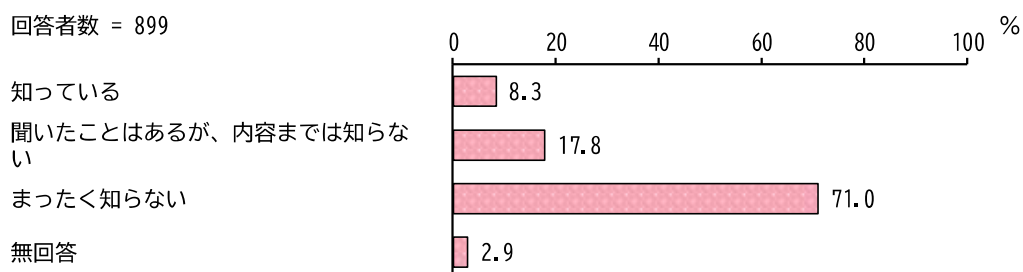
回答者数 = 899



### イ 避難行動要支援者制度の認知度

「まったく知らない」の割合が 71.0%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が 17.8%となっています。

回答者数 = 899



## 4 地区懇談会での主な意見

懇談テーマ	意見	
	地域での課題・困りごと	地域での解決方法や取組の意見
近所づきあい・助け合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活が忙しいほか、不在の時間が長く、顔を合わせる機会や近所付き合いをしている余裕がない。</li> <li>・近所づきあいが希薄化し、地域活動が行われなくなっている。</li> <li>・近所に困っている人がいるのか、困り事の内容が把握できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ、声かけ等の近所付き合いを積極的に行う。</li> <li>・地域での集い、イベントを活発にする。</li> <li>・地域コミュニティで相談を受ける人が必要</li> </ul>
地域での子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で子育てを手伝うことはなく、親が中心に子育てを行うスタイルに変化している。</li> <li>・どこの家にどんな子どもが住んでいるのか情報が無い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で子どもの居場所や交流の場、イベント等をつくる。</li> <li>・地域や学校、PTAなどが情報交換する場を作る。</li> <li>・子育てをサポートする人を増やす。</li> </ul>
福祉情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の交流が希薄となり、情報交換の機会が乏しいほか、情報を必要とする人を把握できない。</li> <li>・情報の入手方法が分からない。</li> <li>・高齢者が分かり難い情報がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のつながりを強くする行事の開催</li> <li>・どこに、誰に相談すべきか等、必要な情報が得られる方法を周知する。</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に対する認識が甘い。</li> <li>・災害時に支援を必要としている人の情報が分からない。</li> <li>・避難場所の共有ができていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難困難者の情報を地域で共有する。</li> <li>・地域内でコミュニケーションをとり、避難場所等の情報を共有する。</li> <li>・訓練内容を充実させる。</li> </ul>
自治会・自治活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人の加入が少ない。</li> <li>・自治会に入るメリットが分からないため、加入しない人がいる。</li> <li>・自治会に入らない人が地域で孤立する。</li> <li>・活動に時間を取ることで、負担に感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から積極的にコミュニケーションを取る。</li> <li>・加入を促進する。</li> </ul>

## 5 用語解説

### 【あ行】

用語	説明
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。
医療的ケア	NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、在宅等の病院外で行われるたんの吸引や経管栄養などの医療行為のこと。
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的および身体的な能力等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。
インクルージョン	「包括」「包含」「一体性」などの意味を持つ言葉。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略称。人と人との社会的な繋がりを維持・促進するさまざまな機能を提供する、会員制のオンラインサービスのこと。
NPO	ノン・プロフィット・オーガニゼーション（Non Profit Organization）の略称。NPO法人の要件としては、民間で、公益に資するサービスを提供する、営利を目的としない団体とされており、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）にもとづいて、法人格を取得した団体のこと。
屋外運動習慣化事業	より多くの住民がスポーツ・運動に興味関心を持ち、習慣化を図るために、地方公共団体の健康増進の取組を支援する事業。
音声コード	紙媒体に掲載された印刷情報をデジタルの音声情報に変えるための2次元のバーコード。

### 【か行】

用語	説明
介護支援専門員	要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたものをいい、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるよう、ケアプランの作成や市町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う。
介護予防教室	介護保険の総合事業（正式には「介護予防・日常生活支援総合事業」）という仕組みの「一般介護予防事業」で行われるサービス。
ガイドヘルプ	一人では外出できない視覚障害者に付き添って歩行の介助や誘導をする活動のこと。ガイドヘルプをする人のことをガイドヘルパー（移動介護従業者）と呼ぶ。
学習支援	生活困窮世帯等の子どもへの学習支援を通じて、子どもの高等学校への進学や卒業を促進し、社会的自立を促すことで貧困の連鎖を防ぐことを目的とした事業のこと。
きみつ健康体操	自治会館などの身近な集会所で地域住民が交流を図りながら、楽しく身体を動かして健康長寿を目指す目的で実施している体操教室。
君津市介護保険運営協議会	市が行う介護保険事業の円滑かつ適正な運営に資するため、設置された協議会。
君津市シルバー人材センター	定年退職した方など、原則として60歳以上の高齢者が集まって、豊かな経験・知識・能力を生かした臨時的・短期的な仕事を官公庁・民間事業所・家庭から引き受ける団体。
きみつ成年後見支援センター	君津市社会福祉協議会内で、法人後見の受任や日常生活自立支援事業などを実施するほか、制度に関する相談などを行う機関。
強度行動障害	激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常の生活に困難を生じている状態。

用語	説明
居宅介護	障害福祉サービスの一つで、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行う。
グループホーム	グループホームには、障害者のグループホームと高齢者のグループホーム（認知症高齢者グループホーム）があり、障害者のグループホームは、障がいのある人が、専門のスタッフ等による日常生活の援助を受けながら、地域の中で暮らすための少人数の共同生活住居のこと。高齢者のグループホーム（認知症高齢者グループホーム）は、少人数による共同生活を営むことに支障がない認知症高齢者が、食事の支度、掃除、洗濯等を介護従事者と共同で行い、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送るための共同居住形態のこと。
健康寿命	「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のこと。
健康増進モデル事業	高齢者の体力低下を防ぐことを目的とし、ストレッチ体操・有酸素運動・マット運動を地元集会施設等で実施する事業のこと。
合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを除くために何らかの配慮を求める意思の表明があったとき、負担が重すぎない範囲で対応すること。
高齢化率	総人口に対する 65 歳以上の割合のこと。
国勢調査	日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる調査。

### 【さ行】

用語	説明
サービス等利用計画	障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を定める計画。市町村が障害福祉サービス等の支給を行う際に、指定特定相談支援事業者が作成する。
サルコペニア	高齢になるに伴い、筋肉の量が減少していく現象。
サロン活動	老後の生活を健全で豊かなものとするため、おおむね 60 歳以上の方が集まり、ボランティアや健康増進に向けた取組など、生きがいを高めるための活動を行っている会員組織のこと。
市長申立て	市町村長が、高齢者や障がいのある人の「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」に、家庭裁判所に対して後見開始等の審判の申立てを行うこと。
児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
シニアクラブ	老後の生活を健全で豊かなものとするため、おおむね 60 歳以上の方が集まり、ボランティアや健康増進に向けた取組など、生きがいを高めるための活動を行っている会員組織のこと。
市民後見人	市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した者。
市民後見人養成講座 修了者	市民後見人の養成講座の受講を修了し、必要な知識や考え方などを学んだが、後見人等には選任されていない者。
社会福祉協議会	社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織のこと。それぞれの都道府県や市区町村で、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し様々な活動を行う。
社会福祉士	国家資格であり、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。
重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態。

用語	説明
住宅セーフティネット制度	低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅確保要配慮者が、住宅を確保できるようにする社会的な仕組みのこと。
障害児支援利用計画	サービス利用者を支援するための中心的な総合計画（トータルプラン）。福祉サービスだけでなく、教育・保健・医療などの関連分野にまたがる個々のニーズを反映させた利用計画。
障害者基本法	障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。
障害者差別解消法	障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化する法律。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。
障害者総合支援法	障がいのある人が基本的人権のある個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるように、必要となる福祉サービスに関わる給付・地域生活支援事業やそのほかの支援を総合的におこなうことを定めた法律。
障害者優先調達推進法	国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めた法律。
障害福祉サービス	個々の障がいのある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス。
商工会議所	事業を営む方のために「金融・税務・経営・労務」などの相談・指導や、「共済・年金・保険制度」の取扱い、「健康診断・レクリエーション」などの福利厚生事業を行う機関。
情報アクセシビリティ	アクセシビリティ（Accessibility）は「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障害者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWebページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方。
ストーマ用装具	ストーマから排出された排泄物や分泌物をためる専用の装具のこと。
生活介護	障害福祉サービスの一つで、障害者支援施設などで、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。
生活困窮者	収入や資産が少なく、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担う職務のこと。
成年後見制度	自己決定能力が不十分な方の権利を擁護するため、財産管理や契約などの法律行為等に関する保護や支援を行う制度のこと。
成年後見人等報酬助成制度	被後見人等が、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な場合、市の助成要件に適合する被後見人等について、市が代わって報酬を支払う助成制度。

### 【た行】

用語	説明
短期入所	障害福祉サービスの一つで、福祉施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話を行う。
地域生活支援拠点	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。
地域生活支援事業	障害者及び障害児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業。

用語	説明
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設置される機関。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。
地区社会福祉協議会	地域住民が主体となり、地区ごとに組織されている民間団体。暮らしの中にある地域の福祉課題に対して、地域住民の自主的な活動を基盤として、地域福祉活動の推進を図る。
中核地域生活支援センター君津ふくしネット	子ども、障害者、高齢者等、誰もがありのままに、その人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、多様な相談に対して24時間365日体制で対応を行う機関。君津圏域（君津市、木更津市、富津市、袖ヶ浦市）では、「君津ふくしネット」に委託して事業を実施。
DV	ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
同行援護	障害福祉サービスの一つで、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に、移動の援護や、外出時の同行による移動に必要な情報の提供を行う。
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

#### 【な行】

用語	説明
日常生活自立支援事業	自らの意志を表示することが困難な方に代わって、援助者等が代理として福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、重要書類の保管サービスなどを行う事業。
認知症初期集中支援チーム	認知症に関する医療や介護の専門職によるチームで、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を整え、認知症が疑われる家庭を訪問し、適切な医療や介護につなげる役割を持つ。
ノーマライゼーション	障がいのある人の自立と社会経済活動への参加を促進し、障がいのある人が障がいのない人と同じように暮らせる社会を目指すこと。

#### 【は行】

用語	説明
パラスポーツ	既存のスポーツを障害に合わせて改良したものや、障がいのある人のために考案された独自のものなど、道具や環境が整うことにより、障害の有無に関わらず、幅広い年齢で楽しむことができるスポーツ。
バリアフリー	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去する必要があるという考え方。
ハローワーク	仕事を探している方や求人事業主の方に対して、さまざまなサービスが無償で提供する、国（厚生労働省）が運営する総合的雇用サービス機関。
避難行動要支援者	高齢者や障害者など、配慮を要する人のうち、災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のため、特に支援が必要な方のこと。
福祉相談支援センターきみつ	生活に困窮している方等の相談を受け付け、必要な情報提供や支援機関へのつなぎ支援を行うほか、中長期的な支援を要する方にはその方の状況に応じた支援プランを作成し、支援を実施する機関のこと。

用語	説明
福祉的就労	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人が障害者総合支援法に基づき、支援を受けながら就労すること。
福祉用具専門相談員	介護保険の指定を受けた福祉用具貸与・販売事業所に2名以上の配置が義務付けられている専門職。他の介護保険サービスの専門職と連携しながら、高齢者の自立した生活を、福祉用具でサポートする。
フレイル	加齢により心身が老い衰えた状態。加齢とともに筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存の影響もあり、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供するサービスのこと。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の法人が成年後見人になること。
保健師	厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者。多くは公的機関である保健所や市町村に勤務し、個人や集団に対して健康保持増進の指導、疾病予防の指導、健康相談、健康教育など広く地域住民の公衆衛生に必要な保健指導を行う。保健師となるには国家試験に合格し免許を受けなければならない。
保護司	法務大臣から委嘱された犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。

#### 【ま行】

用語	説明
見守り支援ネットワーク	市内で活動している様々な事業者が、日常の活動において、地域の高齢者にさりげない「見守り」を行い、何らかの異変を察知した際には、市に対して連絡を行うネットワークを整備する事業のこと。
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者のことであり、「児童委員」を兼ねている。

#### 【や行】

用語	説明
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。
ユニバーサルデザイン	障害のあるなしにかかわらず、全ての人にとって使いやすいように、はじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。
要介護・要支援認定者	介護保険の被保険者が介護（支援）を要する状態であることを保険者である市町村が認定するもの。市町村は、申請のあった被保険者の心身の状況等について調査し、主治医の意見を徴した上で、介護認定審査会に審査・判定を求め、判定結果に基づき、「要支援1～2」及び「要介護1～5」の計7段階の認定を行う。

#### 【ら行】

用語	説明
ライフサポートファイル	障がいのある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。
老老介護	高齢者が高齢者を介護すること。





君津市地域共生社会推進プラン

令和6年3月発行

発行 君津市

編集 君津市福祉部厚生課

〒299-1192

千葉県君津市久保 2-13-1

T E L : 0439-56-1183

F A X : 0439-56-1220

君津市ホームページ

<http://www.city.kimitsu.lg.jp/>